

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和 8 年 5 月 19 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 54 分
場 所	長久手市役所本庁舎 2 階 委員会室
出席委員	委員長 野村 弘 副委員長 木村さゆり 委 員 大島令子 岡崎つよし 川合ともゆき 富田えいじ
欠 員	2 人
職務のため 出席した者 の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 嵯峨 剛 行政課長 山田美代子 財政課長 伊藤弘憲 議 長 山田けんたろう 委員外議員 なかじま和代 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 課長補佐 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長

市長

2 議題

(1) 委員外議員の出席について

（委員長） 議長の諮問事項及び議会運営に関する助言のため、現副議長であるなかじま和代議員に、委員外議員として委員会への出席を求めたいがよいか。

＜異議なし＞

異議なしと認めるので、委員外議員としてなかじま和代議員の出席を求めることに決した。

(2) 令和 8 年第 2 回長久手市議会定例会について

ア 付議予定議案について

＜説明：総務部長、行政課長、財政課長＞

- ・ 議案第 37 号～第 42 号、諮問第 1 号・第 2 号

（行政課長） 議案第 42 号長久手小学校建物改修工事（南校舎東棟及び北校舎）請負契約の締結については、速やかな工事着手のため、早期の議決をお願いしたい。

（総務部長） 議案内容とは直接関係ないかもしれないが、この工事は市民や保護者にとって関心が高く、影響がある工事であるため、工程や工事の範囲等が分かる図面

を、教育総務課から委員会の資料として提出予定である。なるべく早く提出できるように努める。

(行政課長) 6月2日の議会運営委員会の日に、追加議案3件(条例改正1件、契約議案2件)の提出を予定している。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、行政課長、財政課長退席＞

イ 会期日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 6月4日から6月30日までの27日間
- ・ 総務くらし建設委員会及び予算決算委員会総務くらし建設分科会
：6月8日
- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会：6月12日
- ・ 予算決算委員会：6月5日、6月23日

(委員長) 説明のとおり会の期日程でよいか。

＜異議なし＞

ウ 議事日程について

＜説明：事務局＞

- ・ 第1号 会議録署名議員の指名(野村弘議員、大島令子議員)
会期の決定
諸般の報告
議案第37号から議案第42号まで(上程、説明)
議案第42号(議案質疑、委員会付託)
諮問第1号・第2号(上程、説明、議案質疑、討論採決)
- ・ 第2号 諸般の報告に対する質疑
議案第42号(委員長報告、質疑、討論採決)
議案第37号から議案第41号まで(議案質疑、委員会付託)
- ・ 第3号～第5号 一般質問
- ・ 第6号 議案第37号から議案第41号まで(委員長報告、質疑、討論採決)
- ・ 議案第42号の審査のため、6月4日の本会議散会後に教育福祉委員会を開く。

(大島委員) 6月2日に提出される予定の追加議案3件は、最終日議決でよいか。

(事務局) そのように聞いている。

(委員長) 説明のとおり議事日程でよいか。

＜異議なし＞

エ その他

<説明：事務局>

・委員会付託議案

総務くらし建設委員会 条例2件

教育福祉委員会 条例2件、その他1件

予算決算委員会 予算1件

(委員長) 説明のとおりでよいか。

<異議なし>

3 その他

・議長からの諮問事項

(委員長) 諮問事項について、議長から説明願う。

(議長) これまで議会運営委員長2回と副議長を務めてきたが、議員からいただいたいろいろな課題で解決できていないものもある。1年後には改選を迎えるため、なるべく今年1年で取り組んでほしいと思う。昨年度の議会運営委員会の中で意見として出た課題については、後で現委員長に取扱いを諮っていただくが、まず私からの諮問事項について説明するので、今後の議会運営委員会で検討するかどうか、話し合っていたきたい。

1点目は議案審査のあり方（最終日上程のあり方）で、全議員共通の課題であると認識している。国や県からの法定受託事務などに係る議案は別として、市の政策に関わる大きな議案の審査については、しかるべき時間が必要である。資料や時間のない状況での審査になると、議会の中が分裂してしまう展開もあり得るので、しっかりと時間をかけて議論を重ね、議会として答えを出すべきであるとする。議員の皆さんの同意が得られれば、正副議長から市長をはじめ執行部に働きかけたい。

2点目は情報共有の仕組み強化（一部事務組合等の情報共有）である。一部事務組合の議会には、本市議会から数名ずつの議員が出席しているが、自分の担当以外の一部事務組合の情報は把握できていないのが現状である。例えば晴丘センターの建て替え時期や財政状況など、資料をもらっておけば市民から聞かれたときに答えられると思う。また、公開の会議である全員協議会の場で、一部事務組合の課題や議案について説明してもらうことで、より市民に開かれた議会を目指したい。説明は議員が行うのではなく、市の関係部署からしてもらいたいと考えており、議員に負担はかからない。

3点目は市民に開かれた議会に関する課題で、4項目ある。

1項目めは市公式LINEによる議会の情報発信である。議会だよりの発行時や、議会報告会の開催予定、定例会の会期日程などの情報を、市の公式LINEで発信させてもらうことはできないかと考えている。これも、議員に負担をかけるものではなく、事務局を通して市の担当部署に依頼したい。

2項目めの委員会の録画配信については、昨年度の議会運営委員会でも意見

として出た課題である。現状、委員会はライブ配信のみで録画配信がなく、本会議の議決を迎えるまでに、委員会で委員がどのような発言や議論をしたかが分からないので、録画配信が必要と考える。

3項目めはFacebook以外のSNS活用である。市議会のFacebookを開設したときはFacebookの全盛期であったが、現在はInstagramやTikTok、LINE、XなどSNSの種類が多様化し、Facebookの登録者数は減ってきている。例えばInstagramは、Facebookと紐付ければ連動して投稿されるので議員の負担が増えることはないし、慣れた人であれば他のSNSへの投稿もそれほど負担ではないと思う。

4項目めはひまわりネットワークでの議会情報発信である。豊田市やみよし市は、定例会の内容が市政番組として放映されているが、本市は放映されていない。検討が必要との意向が議会運営委員会でまとまれば、予算が必要になると思うので事務局長に予算要求を依頼する。

4点目は議会機能の強化に関する課題で、6項目ある。

1項目めは議会防災訓練で、前議長からの申し送り事項でもある。今年は防災月間の9月定例会の時期に、本会議中に発災した場合を想定して行いたい。これも議員に負担をかけることなく、正副議長と事務局に一任していただいて検討する。また最近、安否確認メールの訓練回数が減っているので、頻度を上げたいと思っている。

2項目めは議員用タブレットの更新である。昨年度の議会運営委員会では、現任期中は現在貸与されているタブレット端末を使用し、公費でSIMカードを入れることを決めた。来年の改選後については、現在貸与されているタブレット端末をそのまま使っていくのか、個人の端末で対応するのか、またSIMカードをどうするのか等、方針が決まっていないので協議が必要である。

3項目めは3市議員研修の公務化である。瀬戸市議会・尾張旭市議会と比べ、本市議会の議員の出席率が非常に悪い。今年度は本市議会が幹事市として、7月16日に開催することが決まっており、公務化するなら6月定例会中に議員派遣の手続きを行う必要があるので、早めに話し合っていたきたい。

4項目めは議会図書室の機能強化である。委員会や会派の視察先や研修内容の検討をしたり、本市と似た課題を持っている自治体を調べたりできるのが図書室の機能だと思うが、現状、議会図書室の図書がとても古い。市議会だけで図書を充実していくのは難しいと思うので、中央図書館の団体図書貸出制度などを利用し、年1回でもよいので、議員のためになる図書を司書に選んでいただくような仕組みづくりができるとうい。

5項目めは改選後の新人・全議員研修である。改選後に、議会基本条例や政治倫理条例などを学ぶ研修を行っているが、改選後のメンバーがどのような形になってもよいように、新しい議員が学ぶとよいと思われる内容について、ある程度パッケージ化しておけるとよいと思う。改選後の新しいメンバーで考え

ればよいということなら必要ないが、提案に同意が得られれば、正副議長で取り組んでいく。

6項目めは議会アドバイザー・弁護士配置である。前議長からの申し送り事項だが、政策のアドバイザーなのか弁護士なのか、幅が広くて不明確な部分がある。今後、市が大学連携している4大学を正副議長で訪問し、大学の先生と連携して取り組めることがないか探してみたいと考えている。相談先として何らかの専門家とのつながりが必要という意向にまとめれば、正副議長で精査して改めて議会運営委員会で提示したい。

(委員長) この際、暫時休憩とする。

<休憩：午前10時55分>

<再開：午前11時05分>

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開する。

議長からの諮問事項について、質問はあるか。

(大島委員) 資料の題名に「議運・議長諮問事項」とある。令和8年3月・4月の議会運営委員会で、今年度に申し送る意見として出た内容も混ざっていると思うが、これは議会運営委員会の正副委員長と正副議長の両方からの提案ということか。

私は、議長からの提案と、議会運営委員会で出た意見は別のものだと思うがどうか。

(なかじま委員外議員)

資料の題名が分かりにくかったかもしれないが、資料に挙げてある項目は議長からの諮問事項であり、前年度の議会運営委員会で課題として出た意見については、この後、別で委員長に取扱いを諮っていただく。

(大島委員) 議会運営委員会で出た意見が、議長からの諮問事項に混ざっている。どのように整理したのか。

(委員長) 議長からの諮問事項は議会運営委員会で扱うことになっており、議長が必要と認めたものが挙がってきている。議会運営委員会で出た意見も混ざっているが、諮問事項に記載されていない意見については、後で私から議題とする。

(大島委員) 議長からの諮問事項のうち、議会運営委員会でも意見として出た項目はどれか。

(委員長) 「1 議案審査のあり方」「3①市公式LINE」「3②委員会録画・配信」の3点である。

(大島委員) その3点以外は今日初めて伺った内容になるので、会派に持ち帰って次回の委員会までに意見をまとめてくるようにしていただきたい。

(委員長) もちろん、今提案があったものは会派で話し合っていて、次回の委員会で意見を確認するつもりである。

・昨年度に意見として出た事項について

(委員長) まず「賛否が分かれた案件の議会だよりへの掲載方針」や「議会だよりへの傍聴記の掲載や意見交換会で出た意見の取扱い」については、広報広聴協議会で諮っていただきたいと思いますと思うがどうか。

(大島委員) 現状、議員3人が欠員で、個々の負担が大きくなっているとは思いますが、議会だよりのことはやはり広報部会で決めてほしい。私個人としては、賛否が大きく分かれた議案については、両方の意見を同じ分量で掲載していただきたい。

(委員長) 公平に記載してほしいということだと思うが、広報部会の中で話し合って決めるのがよいという意見か。

(大島委員) 部会内での話し合いが原則で、賛否が分かれた場合については一応、議会運営委員会の場でも話し合ってはどうか。

(なかじま委員外議員)

令和8年3月定例会号の編集の際、私は広報部会長として、公平公正な紙面にしたいという思いで進めていた。しかし、大きな議案が最終日に上程され、その時点では議会だよりの1回目の入稿が終わっていたため、紙面レイアウト上の問題があった。また、2人の議員から、「賛否が分かれた議案についてはできれば掲載しない方がよい」というような趣旨の意見があり、私は賛否が分かれた案件ほど丁寧に説明すべきだと考えて進めてきたため、編集方針の根底を覆すものだと考え、議会運営委員会の課題としていただくよう意見を出した。

傍聴記の件については、令和8年3月定例会号に寄稿してくださった方は、審査対象であった請願に強い思い入れを持って傍聴されていたので、公平公正な感想を強く求めるのは難しかったと考えるし、内容自体は、市民が市議会にもっと興味をもってほしいというような素晴らしいものだったと思う。また、広聴部会が行った議会報告会（意見交換会）の記事では、市民からの「～してほしい」という意見がそのまま掲載されているが、市議会としてその全てを取り扱っていくことを決めたわけではない。これらの掲載方針についても、広報部会だけで話し合うには重い内容であると考え、議会運営委員会に意見として出したものである。

(わたなべ委員外議員)

部会内で解決できないような案件のときは大きな場で話し合うしかないが、基本的には、広報部会、広聴部会それぞれの中で解決するのが理想である。

(大島委員) それで、部会内で解決できない壁に当たったから、議会運営委員会で話し合してほしいというなかじま委員外議員からの意見である。

議員はそれぞれ、年齢もバックグラウンドも違う中で活動しており、広報部会長が100パーセント納得できるような内容にはならないかもしれないが、各部会員の良識的な判断で進めていくしかないと思う。

1回目の入稿後に大きな議案が上程されたことによるレイアウトの問題については、正副議長には議員よりも少し早く情報が入ると思うので、各部会長が

必要とする情報については早めに展開するなどの対策を取れば、多少は解決できるのではないか。

(事務局) 今回の委員長の提案は、広報部会内で解決するには重い課題については、議会の広報に関することであるため、議会運営委員会ではなく、部会の上部組織である広報広聴協議会で諮ることとしてはどうかという提案である。

(委員長) どのような取扱いとするか、次回の委員会までに会派の意見をまとめておいてほしい。

次に「議員間討議実施に当たっての申合せの詳細整理」については、先の3月定例会で、総務くらし建設委員会と教育福祉委員会で議員間討議を実施したが、実際にどのような不都合や課題があったかが分からないと整理できない。教育福祉委員長である川合議員は議会運営委員として出席しているので、総務くらし建設委員長である伊藤議員にも委員外議員として出席していただくという方法もある。

(川合委員) 私としては、議員間討議の開始の仕方や、時間に余裕がないときはどうするかとか、委員長自身が実施を希望する場合の作法などを、しっかりと設定する必要があると思う。

(委員長) 今後実施する可能性もあるので、早めに整理したいと思う。伊藤委員長と川合委員長で、必要であれば両副委員長も含めて話をしていただき、ある程度課題の洗い出しをして、私に報告をいただきたい。

最後に「委員会室設置の議員用プリンター整備」については、基本的には、インクが詰まらないように皆で頻繁に使用するか、大島委員の意見のように高額プリンターを設置するかのどちらかだと思うが、皆で頻繁に使用しようとしてもなかなか難しいところである。事務局と相談し、事務局内に設置してある市議会 Facebook の投稿に使っているパソコンとその隣のプリンターであれば白黒の印刷は可能であり、カラー印刷については事務局職員に依頼するということで了承を得た。もちろん、あくまで必要最低限の場合に限っての対応になるが、どうか。

(富田委員) 議員と事務局職員で「必要最低限」の感覚が違い、問題になることが心配である。ルールを決めた方がよいのではないか。

(委員長) 富田委員の意見も分かるが、線引きはとても難しい。そんなに非常識な議員はいないと思っている。

(富田委員) 議員が必要最低限と考えれば、事務局は了承するというだけでいいか。

(委員長) もちろん、自宅で個々に印刷できるものはそうすることが前提であり、緊急に必要なケースはそんなにならないと思う。説明のと通りの対応としていいか。

(大島委員) Facebook の投稿に使用しているパソコンは事務局長の隣に設置してあり、長時間滞在すると邪魔になるかもしれないと思って気を遣う。また、事務局職員に印刷を頼んで迷惑な顔をされたらストレスである。その辺りは大丈夫なのか。

パソコン1台で仕事ができる人と、紙と併用しないときちんと審査できない

人では立場が違う。今日も、当日朝にしか公開されない資料「議案の概要」を自宅で印刷してきたが、ページ数によっては委員会の開催時間との兼ね合いや突発的な事態などでできないこともある。理解していただきたい。

(事務局) 印刷して委員会に臨みたい議員のために、できるだけ早い公開の時間を調整した結果が、当日午前 8 時 30 分である。

(事務局) 大島委員の発言の意図は、たくさんの資料の中には当日午前 8 時 30 分の公開では印刷が間に合わないものがある、それについては事務局職員が快く対応するのか、ということか。

(大島委員) 事務局職員に依頼するつもりはない。事務局に設置してあるパソコンとプリンターで、自分で印刷する。

(なかじま委員外議員)

そもそも委員会室のパソコンとプリンターは、議会図書室の機能として設置されているものであって、例えば官報は委員会室のパソコンでしか閲覧できないし、インターネットで調べ物をして、カラー印刷もできるようにプリンターが設置されている。議案審査等に係る資料のペーパーレス化とは、同じ土台で話し合うものではないと思う。

(大島委員) desknet'sNEO が使用できれば、官報の閲覧は可能である。事務局内に設置してあるパソコンで desknet'sNEO は使用できるか。

(事務局) 可能である。

(委員長) プリンターの件については、先ほど説明したとおりの対応とする。
事務局から何かあるか。

(事務局) 議長からの諮問事項と昨年度の議会運営委員会で出た意見で重複している 3 点について、大島委員の発言では「3 点以外の項目について会派に持ち帰りたい」とのことだったが、どのような扱いとするか。

(委員長) 諮問事項として取り扱うという理解であった。

(大島委員) 重複した 3 点については、委員長の判断で、今年度中に議会運営委員会の議題にしていなければよい。

(委員長) 他の項目と同様に、会派への持ち帰りとしたいと思う。次回の委員会までに、議会運営委員会の議題として取り扱うかどうかを話し合っておいていただきたい。

(議長) 特に 3 市議員研修の公務化については、今年度は 7 月 16 日の開催が決まっているので、急ぎで結果を出すようお願いしたい。

(委員長) 次回の委員会で、議題として取り扱うことに決まった項目については、その後、協議する優先順位等を決めていく。

今回は令和 8 年 6 月 2 日（火）午前 10 時

以上で議会運営委員会を終了する。